

刈谷商工会議所を経営に活かす



虎の巻

PAGE INDEX

- 1 経営の相談をしたい
- 2 補助金申請・事業計画策定サポート
- 3 補助金・税制などの情報提供
- 6 資金調達をしたい
- 7 税務申告の相談をしたい
- 8 記帳の指導を受けたい
- 8 労働保険事務代行サービス
- 9 証明書発行
- 10 会員企業間交流
- 11 販路拡大支援事業
- 12 人材確保・育成支援事業
- 13 各種共済制度、福利厚生支援
- 14 講演会、セミナー、検定試験、広報

巻末 会館利用など

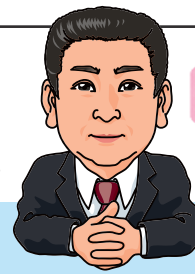
こんな事まで
刈谷商工会議所は
やってくれるんだ!!

地域を育て
企業を育てる



≫ 経営の相談をしたい ≪

中小企業・小規模事業者の経営課題に関する様々な相談をお受けしています。



お気軽にご相談ください。

相談
無料

事前
予約制

経営相談・専門家派遣

資金調達、経営計画策定、販売・PR戦略、IT化など
企業の皆様の様々な課題の解決に向けて全力でサポートします

窓口相談や事業所への巡回相談を通して、経営指導員が中小企業・小規模事業者の経営課題解決のお手伝いをしています。

また、専門的で高度な知識を要する問題には弁護士、社会保険労務士、税理士、中小企業診断士などの専門家が相談に応じます(相談費用は各種支援制度で負担します)。



内容に応じて
各種専門家にも
ご相談いただけます。

法律	税務	財務全般	労務・社会保険	海外取引・トラブル	経営戦略・営業戦略
弁護士	税理士	会計専門家	社会保険労務士	海外支援コンサルタント	中小企業診断士
特許・商標	外国人雇用	登記・許認可	ものづくり技術・現場改善	IT化支援	商品開発・売場改善
弁理士	外国人アドバイザー	司法書士・行政書士	工業支援コンサルタント	ITコンサルタント	商業支援コンサルタント

***支援メニュー** まずは当所の経営指導員がご相談をお聞きし、専門的かつ高度な内容まで専門家と共に伴走型で支援します。

経営指導員による巡回／窓口指導、刈谷モノづくり大学専門家派遣[刈谷市委託事業]、刈谷ビジネス創造大学専門家派遣[刈谷市委託事業]、中小企業119専門家派遣[中小企業庁委託事業]、働き方改革サポートデスク、M&Aサポートデスク、海外ビジネスサポートデスク、事業承継サポートデスク

定例相談

相談
無料

事前
予約制

- ・日本政策金融公庫金融相談(国民生活事業担当職員)
第3水曜日 10:30~12:00
- ・愛知県信用保証協会金融相談(経営支援部担当職員)
第2火曜日 13:30~16:00
- ・税務相談(税理士) 相続・贈与・譲渡等税務全般
4月・8月・11月・12月 年4回開催
- ・労務相談(社会保険労務士) 労務管理・労使紛争・年金等
6月・10月・2月 年3回開催

創業者支援

- ・創業計画書(事業計画書)策定支援
「刈谷市創業者支援事業補助金」等に係る事業計画書の策定を一緒になって取り組みます。
- ・Kariya創業スクール(創業予定者による集合研修会)
10月頃開催 半日×5日間
- ・創業セミナー(開業に関する基礎的知識を学ぶセミナー)
1月頃開催 半日
その他 創業融資制度、青色申告、開業手続き等の相談受付

*地域を支える商工業者の「最も身近な相談窓口」を目指して

刈谷商工会議所は、経済産業大臣から、中小企業等経営強化法に基づく支援機関「認定経営革新等支援機関」として認定を受け、会員企業等の中小企業・小規模事業者が経営強化のため中小企業施策を利用する際に「認定支援機関」の関与を要する施策(補助金申請等)に必要な書面等の発行に加え、創業、事業承継、生産性向上、販路拡大など中小企業の

経営課題の解決策を一緒に考えていくという「伴走型」支援で、地域の経済・雇用を支える商工業者の成長を後押ししています。

また、新型コロナウイルス感染症による経済への影響が続く中、当所では商工業者の事業継続や売上回復の支援や、国・県・市から打ち出されている施策活用などの支援に重点的に取り組んでいます。どうぞお気軽にご利用ください。

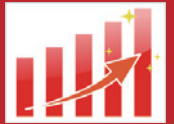


➤巡回訪問や窓口指導で、企業のライフステージにあわせた支援(経営改善提案・事業計画策定・経営革新計画承認など)を行っています。



➤今後も急速に変化する状況に迅速に対応した資金繰りなどの事業者支援、地域経済再起に向けた取り組みを展開していきます。さらに、「ポストコロナを見据えた新たな行動様式への変容」を前提に、国などの施策やIT活用などによる新たなビジネスモデル構築、働き方改革、生産性向上への取り組みを支援します。

補助金申請・事業計画策定をサポートします!



事業計画書とは?



「今後の経営を考え直したい」「新たな取り組みを考えている」「補助金を上手く活用したい」「設備投資を予定している」「新たに創業を考えている」など、成長・発展を目指す**中小企業・小規模事業者を支援するための補助金や税制措置、融資制度等**といった様々な施策があります。それらを活用するにも、国や地方公共団体、金融機関などに自社の事業や取り組みについて説明し理解してもらうため、「**事業計画書**」を必要とする機会が多くなっています。

「**事業計画書**」とは、売上、利益を向上させるために、自社が具体的に取り組むべきことを考えて、その手段や手順をまとめるものです。それには、まず、自社の経営実態を正しく把握(分析)して、経営環境を踏まえた経営戦略の構築が必要です。経営戦略は、自社の課題解決や目的、目標達成に向けて、強みを活かして外部環境変化に対応するための手段を決めることであり、協力者や支援者を納得させる根拠や実現可能性の表現方法などを事業計画に盛り込み、数値や事業目標の達成に向けたプランニングを行っていきます。



事業計画書策定支援を通じて、各種補助金申請等を支援します。当所経営指導員にお尋ねください。

当所で支援する事業計画策定の活用施策

- なお、施策ごとの概要は各ウェブサイトで紹介されていますので、一度、インターネットで検索してみてください。実施年度や時期によって終了しているものや、対象事業者や内容等が限られている場合もございます。

小規模事業者の販路開拓の取組に使える

小規模事業者持続化補助金



小規模事業者が経営計画に基づき、商工会議所の助言等を受けて実施する販路開拓費用(広告宣伝、店舗改装、機器・什器の更新等)の一部を補助する制度です。

- 対象 小規模事業者(常時使用する従業員数20名以下。但し、商業サービス業は5名以下。)
- 金額 (一般型)補助上限50万円、補助率2/3
(低感染リスク型ビジネス枠)補助上限100万円、補助率3/4

経営の革新、生産性向上の取組に投資するチャンス
ものづくり補助金



中小企業・小規模事業者が革新的な製品やサービスの開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う費用(設備投資等)の一部を補助する制度です。

- 対象 中小企業・小規模事業者
- 金額 (一般型) 補助上限1,000万円、補助率1/2(小規模2/3)
(低感染リスク型ビジネス枠) 補助上限1,000万円(補助率2/3)

事業承継・経営者交代・M&Aによる取組に使える

事業承継・引継ぎ補助金



事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組(設備投資、販路開拓等)や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用(仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等)の一部を補助する制度です。

- 対象 中小企業・小規模事業者
- 金額 補助上限400万円(M&A型は800万円)、廃業を伴う場合は200万円の上乗せ有、補助率2/3

刈谷市内の創業を支援するための補助制度

刈谷市創業者支援事業補助金



刈谷市内の創業を支援するため、創業時に必要な初期費用(店舗・事務所等の賃借料、法人登記等に係る費用、販促経費)の一部を補助する制度です。

- 対象 刈谷市内で創業を予定する刈谷市在住(予定を含む)の個人事業主、刈谷市に本店を置く法人設立を予定している者。
- 金額 補助上限(事務所賃借料)通算60万円、(法人登記等)15万円、(販促費)25万円 補助率1/2

中小企業等経営強化法に基づく

経営革新計画



中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス提供などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3~8年(最大)のビジネスプランのことで、愛知県に申請し承認を得ることができれば、様々なメリットがあります。

【計画が承認されると】

- 政府系金融機関による特別貸付制度
- 信用保証の特例
- 小規模企業者等設備対貸与の特例 など

中小企業経営強化法に基づく

経営力向上計画



事業者の生産性を向上させるため、人材育成やマーケティングの実施、IT利活用、設備投資等、財務内容を分析した上で、事業分野別指針に基づいて作成した計画について国の認定を受けます。

【計画が承認されると】

- 一定の要件を満たす設備投資の即時償却または法人税(所得税)の税額控除【中小企業経営強化税制】
- 信用保証の保証枠の拡大 など

コロナ時代の中小企業等の事業再構築を支援

事業再構築補助金



新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の事業拡大につながる事業資産(有形・無形)への相応の規模の投資の一部を補助する制度。

- 対象 中堅・中小企業、小規模事業者
- 金額 中小企業通常枠:100万円～6,000万円 (補助率 2/3)

各種補助金などの施策は、国等の政策・予算によって実施する・しない、また内容が大きく変わることもありますので、最新情報は各ウェブサイトをご確認ください。また、補助金申請にあたっては、事業者の皆さま自身による事業計画書の作成が前提となります。



その他 事業者の方からお問い合わせのある身近な補助金・税制などの情報提供

設備投資を考えている

No.	制度・施策名	概要	要件等	お問合せ先
1	小規模企業者等設備貸与事業【設備貸与と制度】	小規模企業者が創業又は経営の革新のために必要な設備を、(公財)あいち産業振興機構が機械販売業者から代わって購入し、その 設備を長期・固定で割賦販売又はリース する。 >対象事業者 創業者 又は 従業員 50 人以下の中小企業(別に条件有)で、経営の革新に取り組むことにより、付加価値額及び経常利益の向上が一定以上見込めるもの >対象設備 県内に設置する新品の機械・設備等 (設備や機械販売者は、貸与される事業者が選択可)	>貸与限度額 100万円～1億円 ・割賦 【期間・支払方法】 5・7年(1年以内の据置)半年賦又は月賦 【利率】 1.19%～2.26% ・リース 【期間・支払方法】 3～7年(月払) 【料率】 月額 1.273%(7年)～2.941%(3年)	(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 設備投資支援グループ 052-715-3067
2	先端設備等導入計画【生産性向上特別措置法】	先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、一定の要件を満たした場合、地方税において 固定資産税の特例 を受けることができる。 >対象設備 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備(機械装置/測定工具及び検査工具/器具備品/建物附属設備/構築物/事業用家屋) ※生産、販売活動等の用に直接提供されるものであること / 中古資産でないこと	固定資産税の課税標準を、3年間ゼロに軽減	刈谷市役所 商工業振興課 0566-62-1016
3	中小企業経営強化税制	青色申告書を提出する①中小企業者等が②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備(機械装置/工具/器具備品/建物附属設備/ソフトウェア)を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、 法人税(所得税)の特別償却又は税額控除 を認めるもの。	即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用できる。	中部経済産業局 経営力向上室 052-951-0253
4	中小企業投資促進税制	中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、 特別償却(30%)又は税額控除(7%) ※が選択適用できるもの。 >対象設備 機械装置/測定工具及び検査工具/一定のソフトウェア/貨物自動車/内航船舶 ※対象となる業種として、不動産業・物品賃貸業、商店街振興組合等が追加された。	特別償却(30%)又は税額控除(7%)※のいずれかを適用できる。 ※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。	中小企業税制サポートセンター 03-6281-9821
5	刈谷市小規模企業者設備投資促進補助金	小規模企業者(従業員数20人以下、商業・サービス業5人以下)が刈谷市内に所在する事業所における 設備の更新等を行う場合に、その費用の一部を補助 する。 刈谷市の償却資産課税台帳に登録された資産(構築物/機械及び装置/工具、器具及び備品)の取得価額で、対象期間内における取得価額の合計額が通算300万円以上の場合に交付対象。	補助金額は、1事業者につき500万円が限度 >補助率 ・経営革新計画に基づく設備更新等 10% ・それ以外の設備更新等 5%	刈谷市役所 商工業振興課 0566-62-1016

付加価値の高い**新商品開発を支援してほしい**

No.	制度・施策名	概要	要件等	お問合せ先
1	新事業展開応援助成金(一般枠) 【あいち中小企業応援ファンド】	➢助成対象事業 県内の地域産業資源を活用 した新事業展開 (主要地場産業(繊維・窯業・食品・家具・伝統的工芸品)を除く産業分野)	小企業企業者 100万円以内(助成率 2/3) 中小企業者・中小企業者グループ 300万円以内(助成率 1/2)	(公財)あいち産業振興機構 地域資源活用・知的財産グループ 052-715-3074
2	新事業展開応援助成金(地場産業枠) 【あいち中小企業応援ファンド】	➢助成対象事業 主要地場産業 (繊維・窯業、食品、家具及び伝統的工芸品)の分野で 県内の地域資源を活用 した新事業展開	小企業企業者 100万円以内(助成率 2/3) 小規模企業者・中小企業者・中小企業者グループ 300万円以内(助成率 1/2) 中小企業団体、一般社団法人及び一般財団法人 600万円以内(助成率 1/2)	
3	新事業展開応援助成金(農商工連携枠) 【あいち中小企業応援ファンド】	➢助成対象事業 あいち産業科学技術総合センターや愛知県農業総合試験場等と連携し、 県内の地域資源の農林水産物 を活用した新事業展開	小規模企業者・中小企業者・中小企業者グループ 300万円以内(助成率 1/2) 中小企業団体、一般社団法人及び一般財団法人 600万円以内(助成率 1/2)	

金融支援を受けたい

No.	制度・施策名	概要	要件等	お問合せ先
1	信用保証料補助制度	愛知県信用保証協会の保証により融資を受けた刈谷市内の中小企業者に対し必要となった 信用保証料を補助 する。 ➢対象融資制度 愛知県小規模企業等振興資金/愛知県経済環境適応資金/刈谷市商工業者事業資金	➢補助金額 資金・融資額によって 50%~100% ➢限度額 20万円	刈谷市役所 商工業振興課 0566-62-1016
2	刈谷市小規模事業者経営改善資金(マル経)利子補給補助金	(株)日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金(通称: マル経融資)の融資を受けた場合に、その 利子の一部を補助 する。	➢補助金額 第1回利子支払から連続する12回分の支払利子額の50%以内 ➢限度額 20万円	マル経融資のご質問は、刈谷商工会議所 0566-21-0370

店舗改修をしたい

No.	制度・施策名	概要	要件等	お問合せ先
1	刈谷市バリアフリー改修工事費補助制度	以下の バリアフリー改修を行った場合の補助制度 。 ・廊下、階段、通路、便所などの段差解消、手すりの設置、床のノンスリップ化、点字ブロックの設置、その他移動動作の補助又は危険防止に関する工事 ・通路や開口部の幅の拡張など移動しやすくする為の工事 ➢対象施設 病院、診療所、助産所、あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業、柔道整復業、普通銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、物品販売店、飲食店、理容・美容店、公浴場などの事業所。	➢改修に要した経費の2分の1の額で、1施設に対し上限が50万円。	刈谷市役所 建築課 0566-62-1021

IT化を支援してほしい

No.	制度・施策名	概要	要件等	お問合せ先
1	IT導入補助金	IT導入補助金とは、中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合った ITツールの導入を支援する補助金 。 ※ITツールとはパッケージソフトの本体費用、クラウドサービスの導入・初期費用等 (ホームページ作成費用などは対象外)	➢補助金額 30万円~450万円(補助率 1/2)	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424 又は 042-303-9749

展示会等に出展をする

No.	制度・施策名	概要	要件等	お問合せ先
1	中小企業見本市等出展支援事業補助金	中小企業者が製品・技術等を紹介する 見本市・展示会・博覧会等に出展した場合に、その費用の一部を補助 する。 但し、広く一般に公開されていない見本市等でないこと、出展者数が50以上であること、刈谷市が主催・共催していないこと、国内での開催であること等が対象要件。	補助対象は、出展料 ➢補助上限 同一事業者について1年度につき20万円(補助率 1/2)	刈谷市役所 商工業振興課 0566-62-1016

環境・省エネに取り組みたい

No.	制度・施策名	概要	要件等	お問合せ先
1	先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金(省エネ補助金)	工場・事業場において実施される エネルギー消費効率の高い設備への更新等について補助対象事業を通じて支援 する。 >補助対象設備 Siiにて審査・採択された先進設備、機械設計を伴う設備(オーダーメイド型設備)、指定設備(※)、EMS(エネルギーマネジメントシステム)等 ※指定設備とは ・ユーティリティ設備(高効率空調/産業ヒートポンプ/業務用給湯器/高性能ボイラ/変圧器/高効率コンジェネレーション/低炭素工業炉/冷凍冷蔵設備/産業用モータ等) ・生産設備(プラスチック加工機械(射出成形機)/工作機械(レーザー加工機等)/プレス機/印刷機械等)		一般社団法人環境共創イニシアチブ 03-5565-3840

事業承継を進めたい

No.	制度・施策名	概要	要件等	お問合せ先
1	事業承継税制	事業承継税制とは、後継者が非上場会社の株式等(法人の場合)・事業用資産(個人事業者の場合)を先代経営者等から贈与・相続により取得した際、経営承継円滑化法による都道府県知事の認定(特例承認計画の提出)を受けると、 贈与税・相続税の納税が猶予又は免除 される制度。本制度は事業形態により法人版と個人版の2種類ある。	>事業承継税制の特例措置の適用要件等について 国税庁、中小企業庁 >特例承認計画について 愛知県中小企業金融課	052-954-6332

人材を確保したい

No.	制度・施策名	概要	要件等	お問合せ先
1	キャリアアップ助成金	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、 正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度 。(正社員化、賃金規定等改正など7コース)		あいち雇用助成室 052-688-5758
2	65歳超雇用推進助成金	65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入を行う企業等に対して助成 するものであり、高齢者の雇用の推進を図ることを目的とした助成金。(65歳超継続雇用促進など3コース)		(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 052-218-3385
3	働き方改革推進支援助成金	中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されている。この助成金は、生産性を向上させ、 労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援 する助成金。(労働時間短縮・年休促進支援コース)		愛知労働局 052-857-0313
4	業務改善助成金	生産性を向上させ、 「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援 する助成金。事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成、教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成。		愛知労働局 052-857-0313
5	両立支援等助成金	労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入や事業所内保育施設の設置・運営、女性の活躍推進のための取組 を行う事業主等に対する助成金。(出生時両立支援、介護離職防止支援など7コース)		愛知労働局 052-857-0313
6	刈谷市中小企業求人情報発信支援事業補助金	正社員の採用を目的として、中小企業者が 大手就職情報サイト(リクナビ、マイナビ、キャリアス等)に求人情報を掲載 した(2019年4月1日以降に掲載に係る契約を行ったもの)場合、その費用の一部を補助。		刈谷市役所 商工業振興課 0566-62-1016
7	中小企業合同企業説明会出展支援事業補助金	刈谷市内中小企業者が、 市外で開催される合同企業説明会に出展した場合 、その出展料の一部を補助。但し、広く一般に公開されていない・刈谷市雇対協が主催共催している・国外の合同企業説明会は対象外。		刈谷市役所 商工業振興課 0566-62-1016
8	刈谷市障害者雇用推進企業支援事業補助金	障害者が地域社会の一員としていきいきと生活することができる社会を実現するため、障害者の雇用の場を確保し、一般就労への移行促進を図ることを目的とし、 障害福祉サービス事業所である就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型を利用した障害者を雇用 した事業者に対する補助金。		刈谷市役所 福祉総務課 0566-62-1208

人材を育成したい

No.	制度・施策名	概要	要件等	お問合せ先
1	人材開発支援助成金	労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進するため、雇用する労働者に対して 職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための職業訓練 などを計画に沿って実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。(特定訓練など7コース)		あいち雇用助成室 052-688-5758

No.	制度・施策名	概要	要件等	お問合せ先
2	教育訓練給付金	働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とし、 教育訓練受講 に支払った費用の一部を支給。また、初めて 専門実践教育訓練 (通信制、夜間制を除く)を受講する方で、受講開始時に45歳未満など一定の要件を満たす方が、訓練期間中、失業状態にある場合に訓練受講をさらに支援するため、「教育訓練支援給付金」が支給される。		ハローワーク刈谷 0566-21-5001
3	刈谷市中小企業人材育成支援事業補助金	刈谷市内中小企業が、その当該企業の 代表者又は従業員が受講する研修等の受講料 の一部を補助する制度。対象は以下の研修。 ・中小企業大学校が実施する研修 ・中部職業能力開発促進センターが実施する能力開発セミナー ・ARMS 株式会社の外国人技能実習生に対する研修等のうち、市長が適当と認めるもの ・刈谷商工会議所の研修等のうち、市長が適当と認めるもの	補助率 1/2。 受講者 1 人あたり 1 年度につき 10 万円が限度。	刈谷市役所 商工業振興課 0566-62-1016

≫ 資金を調達したい ≪

「事業資金を借りたいが、担保も保証人もない」といった事業者をバックアップするため、無担保・無保証人で融資が可能となる公的融資制度「マル経融資(小規模事業者経営改善資金)」を始め、企業の資金需要にお応えするため、様々な支援を行っています。

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

刈谷商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしていこうとする市内の小規模事業者が、刈谷商工会議所の推薦により、無担保・無保証人・低金利で貸し出される株式会社日本政策金融公庫と連携した公的融資制度です。

融資限度額
2,000万円
(運転資金・設備資金合計)

返済期間
運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

利率
1.21%
(2021年7月1日現在)
※金利は融資情勢により変動します。

担保・保証人・手数料
不要

刈谷市の
利子補給あり
(初回 12 回分の 1/2)

新規融資に際し
既存公庫融資分と
あわせて一本化する
借換え需要に対応



マル経融資はこんな時にご活用ください！

【運転資金として】

- 仕入資金・手形決済資金、給与・ボーナスの支払いに
- 売上を伸ばすため新たに商品を仕入れたいときに
- 買掛金を決済して資金繰りをスムーズにしたいときに

【設備資金として】

- 工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の導入など
- 空調やレジなどを導入し業務効率化を図りたいときに
- 高性能機械をいれて合理化を図りたいときに

ご利用いただける方

※審査の結果、ご希望に添えないことがあります。※融資の対象・条件・制度内容等が変更となる場合があります。

- 常時使用する従業員が 20 人以下 [商業・サービス業(宿泊・娯楽業以外)は 5 人以下]の法人・個人事業主である。
- 刈谷市内で 1 年以上事業を営んでいる。
- 確定申告を行い、所得税(法人税)・事業税・市県民税など支払う義務のある税金を完納している。
- 日本政策金融公庫の融資対象業種である。
- 刈谷商工会議所の経営指導を原則 6 ヶ月以上受けている。または受けることができる。

設備投資をお考えの方は、上記の申込条件に加え、下記の適用条件を満たすことで特例制度を利用することができます。

設備貸付利率特例制度の概要

【適用条件】5 年間で 2% 以上の付加価値額の伸び率が見込まれる設備投資を行う事業者 ※1

【貸付利率】2 年間は適用利率から 0.5% 優遇 (適用利率 1.21% - 0.5% = 0.71% 2021 年 7 月 1 日現在)

※1 付加価値額の伸び率が見込まれるとは、次式で算出した付加価値額の伸び率が 5 年以内に 2% 以上になることをいいます。 ※2

● 計画完了時の付加価値額 - 直近の付加価値額 ● 計画完了時の伸び率(%) = 直近期の付加価値額 × 100 ≥ 2%

※2 付加価値額は、営業利益 + 人件費 + 減価償却費で算出します。

■ その他融資制度 ■

- **刈谷市商工業者事業資金・小規模企業等振興資金(通常資金、小口資金)・刈谷市独立開業資金及び事業転換資金**
刈谷市では、経営の安定、合理化などの事業に必要な資金を融資する制度を金融機関との連携により設けております。
詳しくは、刈谷市役所ホームページにある「中小企業者のための融資制度等のご案内(パンフレット)」をご覧ください。
- **刈谷商工会議所会員限定 従業員向け専用ローン サポートプラン**
勤務先が刈谷商工会議所の会員事業所で、かつ、碧海信用金庫の職域サポート契約を締結している事業所の従業員の方を対象として、「借入金額 1万円以上 500万円以内」「利用期間 3ヶ月以上 10年以内」による生活資金の借入制度です。
(例えば、マイカー購入、家族旅行、教育資金、自宅のリフォーム、結婚資金、歯科矯正...等々)
- **創業融資制度**
これから事業を始められる方、あるいは事業を始めて間もない方は創業融資制度の対象となります。刈谷商工会議所では、(株)日本政策金融公庫や愛知県保証協会を中心とした開業資金に関する融資制度についてご紹介しております。

≫ 税務申告の相談をしたい ≪

刈谷商工会議所では、個人事業者を対象とした「税務個別相談会」を開催し、源泉納付、年末調整、所得税及び消費税確定申告事務について、必要書類の作成ポイントを当所経営指導員及び税理士の先生が指導し、提出に至るまで会員事業所のお手伝いをしています。

税務個別相談会 (税理士による個別指導)



会員
限定

相談
無料

事前
予約制

■ 源泉納付指導会【開催時期 毎年7月上旬】

従業員、専従者等の給与を支払っている事業所を対象に、毎年1月から6月までに支払われた給与・賞与に対して生じる源泉所得税の計算方法について指導を行い確認の上、提出書類の受付を行います。「源泉所得税の納期の特例承認」を受けている事業者は、上半期分を7月10日までに源泉所得税を税務署に納付する必要があります。

■ 年末調整指導会【開催時期 毎年1月中旬】

従業員、専従者等の給与を支払っている事業所を対象に、毎年7月から12月までに支払われた給与・賞与に対して生じる源泉所得税を計算し、さらに従業員各人の1年間の収入に対する所得税額の年末調整を行うため、源泉所得税の計算方法や所得控除について指導を行い確認の上、提出書類の受付を行います。「源泉所得税の納期の特例承認」を受けている事業者は、下半期分を1月20日までに源泉所得税を税務署に納付する必要があります。

■ 青色決算・所得税申告(確定申告)指導会【開催時期 毎年2月下旬～3月上旬】

個々に作成された決算書、確定申告書のチェックや記載方法、計算方法について指導を行い確認の上、提出書類の受付を行います。

また、e-Tax(電子申告)により確定申告を行う指導会も同時開催します。



■ 消費税確定申告指導会【開催時期 毎年3月中旬】

個々に作成された消費税申告書のチェックや記載方法、計算方法について指導を行い確認の上、提出書類の受付を行います。また、e-Tax(電子申告)により確定申告を行う指導会も同時開催します。

大

所得税の節税効果

小

青色申告

65万円 控除

右記の55万円控除の要件に加え、e-Taxによる申告(電子申告)または電子帳簿を行う。

55万円 控除

複式簿記による記帳を行い、貸借対照表と損益計算書を確定申告書に添付。

10万円 控除

単式簿記による記帳を行い、損益計算書を確定申告書に添付。

白色
申告

特別控除
なし

≫ 記帳の指導を受けたい ≪

刈谷商工会議所では、個人事業主の方に、日々の伝票処理や帳簿付けから年末調整・決算及び確定申告までの一年の経理実務について、通年で継続的に担当の記帳指導職員が個別かつ丁寧に指導いたします。また、税理士による確認も行います。

指導対象者 刈谷市内の小規模事業者[常時雇用従業員が20人以下、商業・サービス業は5人以下]の個人事業者

記帳継続指導

会員
優遇

- ◆開業したばかりで帳簿の付け方がわからない。
- ◆白色から青色申告に変えたいけど、記帳や税金のことがよくわからない。
- ◆記帳はある程度できるけど、決算や確定申告の知識が身に付かない…。



そんな方には「記帳継続指導」がオススメ！

- ご都合に合わせて指導日時を調整し、記帳指導職員が通年でマンツーマン指導します。
- 記帳開始から決算に至るまで年間6回、税理士会推薦の税理士による個別指導会を開催します。
- 決算書や確定申告書の作成、書類の提出や申告までお手伝いします。

年間手数料

- 会員価格 25,000円(税込)
- 非会員価格 50,000円(税込)

記帳機械化指導

会員
のみ

- ◆手書きの記帳は自分でできるが、時間がかかり業務負荷が大きい。
- ◆パソコン会計により計算を簡便化したいが、自分で行うのは難しい。
- ◆青色申告特別控除(最高65万円)を受けたいので、複式帳簿を作成したい。



そんな方には「記帳機械化指導」がオススメ！

- ご自身で手書きした現金出納帳や仕訳日記帳に記入して、1ヶ月ごとに会議所へ提出。
→記帳指導職員が提出書類を確認し、コンピュータ入力を行います。
- 決算時には決算書作成も行います。確定申告書の作成、書類の提出や申告までお手伝いします。

年間手数料

- 会員価格 45,000円(税込)
- (非会員は受け付けていません)

≫ 労働保険事務代行サービスを利用したい ≪

労働保険は政府管掌の保険制度で、労働者を一人でも雇用していれば、原則事業主・労働者の意思に係らず、必ず加入しなければなりません。

刈谷商工会議所では、厚生労働大臣から認可を受けた「労働保険事務組合」を運営し、事業主様に代わり労働保険料納付、従業員の雇用保険の届出等の煩雑な事務を代行するサービスを行っております。



こんな
お悩みの方へ

- ☑労働保険の各種手続き(加入時や年度更新)が分からない、煩わしい
- ☑事業主やその親族・役員も労働保険に加入したい

労働保険事務組合

会員
限定

Point1

労働保険に関する各種手続きを代行

- ・労働保険の加入および雇用保険の被保険者に関する手続き
- ・労働基準監督署やハローワークでの手続き

※印紙保険料に関する事務および労災保険の保険給付に関する請求等の事務を除く。

Point2

下記の方々も特別に労災保険の加入が可能

- ・個人事業主
- ・会社役員
- ・個人事業主の同居親族

Point3

労働保険料の分割納付が可能

事務組合に委託すれば、年間保険料の分割納付(年3回)が可能。支払いの負担が軽減されます。

※建設業で従業員を使用していない加入希望者(役員・事業主)は、一人親方労働保険へご加入ください。



労働保険って？

仕事中や通勤途中のケガに労働保険

労働保険とは労災保険と雇用保険を総称した呼び名で、労働者（パートタイマー、アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立（加入）手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません（農林水産の一部の事業は除きます）。

どんな時に保障される？

【労災保険】

- ・仕事中のケガや通勤によるケガ
- ・仕事が直接の原因となる病気
- ・万一そのケガや病気が原因で障害が残った方
- ・仕事中に亡くなられた方

【雇用保険】

- ・労働者が失業してしまった場合



労働保険事務組合へ！！

【加入条件】

刈谷商工会議所の会員である法人又は個人で、常時使用する労働者数が

- ①金融・保険・不動産・小売業……………50人以下
- ②卸売業・サービス業……………100人以下
- ③製造業・その他の事業……………300人以下

であれば委託できます。

【事務委託に必要な費用】

商工会議所会費とは別に事務委託手数料が必要になります。事務委託手数料は、従業員数・特別加入者の数によって異なります。

従業員数	労災保険料	雇用保険料
1人～4人	概算保険料の10%	1ヶ月につき200円
5人～15人	〃	〃 300円
16人以上	〃	〃 400円

≫ 証明書発行（信用力サポートメニュー） ‹‹

輸出時に必要となる各種書類のうち、輸出貨物の「原産国」を証明する原産地証明書をはじめ貿易業務に関する各種証明書を発給し、企業の海外ビジネスをサポートしています。

貿易証明関係書類の発給



■ 証明の種類

原産地証明

サイン証明

インボイス証明

その他の証明

■ 会員メリット

① 登録料が無料

- 台帳登録は2年に1度更新 ●会員企業は無料で更新
- ※非会員は登録料5,500円（税込）が発生します。

② 証明書発給手数料が割引

- 会員：550円/件（税込） ●非会員：1,100円/件（税込）

取得までの流れ（証明書発給の手続き）

貿易証明の取得までは以下の3ステップとなります。
※貿易関係証明書類を取得するためには「貿易関係証明申請者登録」が必要です。

1. 貿易証明申請者登録 （企業情報・サインの登録）

2. 貿易証明書の発給申請 （申請者により作成後、窓口持参）

3. 証明書の交付（審査後、交付）



▲貿易証明書類（イメージ）

会員企業間交流

— 新しいネットワークの構築や連携の強化 —

刈谷商工会議所では、会員企業の経営者・事業主、後継者、幹部社員の方が集う様々な企業間交流会を開催しています。自社の業種を越えた企業・グループとの交流を図り、ビジネスの拡大だけでなく、経営に役立つヒントにお役立てください。



青年部

<https://kariya-yeg.jp/>



刈谷商工会議所青年部では、若手経営者や次代を担う後継者の育成・支援を目的として、月例会や研修会、カリフェス等の事業企画・運営を通じ、約140名の会員が自己研鑽やメンバー間の絆を深めています。

入会資格 当所会員事業所の若手経営者、若手後継者、若手幹部社員で、満年齢18歳以上50歳以上の方(男女不問)

会費 入会金なし 年会費36,000円

女性会

<http://woman.kariya-cci.or.jp/>



刈谷商工会議所女性会では、女性起業家・企業家の育成・支援を目的として、約50名の会員が自己研鑽を図りながら、女性の真摯な声を行政や地域経済界に反映させるように取り組んでいます。

入会資格 当所会員事業所の女性経営者または経営者から推薦を受けた方(女性のみ)

会費 入会金なし 年会費24,000円

外国人雇用研究会



外国人雇用における自社が望む人材の確保や雇用後のミスマッチの防止及び定着にむけての知識やノウハウなどの習得を図りながら、単独の企業では解決しづらい課題に取り組むための研究会です。

入会資格 当所会員事業所の内、外国人を雇用または今後検討する企業の経営者、経営に携わる方、採用担当者など

会費 入会金なし 年会費5,000円

女性経営研究会



次代の女性経営者や女性起業家が経営の舵取りに必要な知見や情報を広く身に付けることを目的に、研修会や講習会の開催を通じて、参加企業相互の交流を図っていただくための女性限定の研究会です。

入会資格 当所会員事業所の内、女性経営者・経営幹部、女性起業家、これらの候補者など(女性のみ)

会費 入会金なし 年会費1,000円

新春賀詞交歓会 ～1年のはじまりは商工会議所から～



年頭にあたり、当地の行政・経済界が一堂に会する賀詞交歓会を毎年開催し、地域の経済と企業のますますの繁栄を願い、交流・懇親を深めていただく場となります。

情報交換・人脈拡大の場としてぜひご活用ください。

部会

会員事業所は、業種や事業内容により別れる6つの部会に所属します。各部会では業界で関心の高いテーマに焦点をあてて視察会や独自イベントを開催します。

情報交換・収集や、経営者同士のネットワーク構築にご活用ください。

工業第一部会

工業第二部会

商業第一部会

商業第二部会

サービス第一部会

サービス第二部会

過去の主な開催事業

- 視察①** 優良企業視察研修会「電装(中国)上海技術センター・日通国際物流(上海)・上海豊田紡織記念館」(工業第一部会)
- 視察②** 先進地視察「北海道 釧路の台所・釧路和商市場と観光施設視察会」(商業第一・商業第二部会合同)
- 視察③** 先進地での講話・視察「急成長を続ける大阪経済 その魅力と地価公示価格の因果関係を探る」(サービス第一部会)
- イベント** 第59回 部会親善ソフトボール大会(6部会対抗)



販路拡大支援事業

— 新たなビジネスチャンスを創出 —

自社の商品やサービスをPRしたい、取引先を拡大したいなどのニーズに対し、商工会議所ネットワーク等を活用した販路拡大に繋がる事業を通年で実施しています。また、業種を超えた会員同士の交流や情報交換を促進することで、新しいビジネスの芽や事業提携などのネットワークづくりも進めています。



かりや商業まつり



かりや商業まつりとは、「市内の小売商業・サービス業者等の魅力」を発信するとともに、レシートラリー方式による「買い回り」を促すことで、個々のお店が行う販促との相乗効果をねらいに、消費・需要を喚起し地域を活性化していくものです。開催期間中(12月ごろ)、総参加店の中から複数の異なる店舗にて複数回購買したレシート・領収書を専用の応募用紙に貼り付け、応募すると、抽選で素敵な賞品が当たるイベントとして行っています。



かりや商人大学 (あきんどだいがく)



かりや商人大学とは、その道のプロが「市民向け講座の講師」となり、専門知識や生活に役立つ知恵・情報を教えることを通じて、お店や事業者の「ファンづくり」を応援するものです。この事業は、平成24年度からスタートし、これまでに延べ256回の講座を開催、延べ7,000人以上の受講があり、市民の方々の認知度も高い事業です。講話機会を通じて、自社の強みを磨き、また、参加者の直接的な反応や生の声を伺うこともできます。



▲仏壇・仏具のお手入れ講座



▲親子で和菓子づくり講座

刈谷産業まつり

刈谷市と刈谷商工会議所が主催となり、市民と地場産業とのふれあい・交流をテーマに、近郊近在の多くの企業が出展ブースを出す「刈谷産業まつり」を、秋の風物詩として例年11月上旬の2日間、刈谷市産業振興センターにて開催しています。

企業の製品や商品のPRを目的とするこのイベントでは、各企業の一押しが揃う機会として認知され、市民を中心に親しまれています。また、屋外には、地元商店街や下条村などの物産や、各種見本市も設置されるとともに、特設ステージでは、ショーやダンス、市民参加型のゲームなどのイベントが行われていたり、終日見どころ満載となっています。



商談会 ~エリアを超えて新たなビジネスチャンスを獲得する~

- **アライアンス・パートナー発掘市** (参加無料・年1回(7月)開催)
愛知県内の商工会議所の会員企業が参加する、事前調整型のビジネスマッチングです。業態・規模に関わらず参加でき、業務・サービスの請負または委託、商品・商材の販売または購入、共同開発などの商談として利用できます。
- **地域商談会(三河・知多地区)** (参加無料・年1回(2月)開催)
工業関連に特化した完全事前予約制の受発注商談会を開催しています。愛知県内の中小・小規模企業の受注機会の増大を図るため、具体的な発注案件をもとに商談を行う個別商談会です。
- **受発注の紹介・あっせん** (登録無料・通年)
あいち産業振興機構(県の中小企業支援センター)において、仕事を受注したい企業(受注企業)と発注したい企業(発注企業)に登録していただき、登録情報に基づいて取引の紹介・あっせんが行われています。*機構 web サイトに受発注情報が掲載されていますのでご覧ください。



ザ・ビジネスモール (企業情報・販路開拓支援サイト)

日本全国の企業を応援する商取引支援サイトであり、商工会議所・商工会の会員企業のビジネスマッチングを促進します。現在、全国約270,000件もの企業情報が掲載されており、自社をPRしたい、自社の技術・強みを知ってもらいたい、ビジネスパートナーを探したい、仕入先を見つけたい、複数の企業から見積もらいたい、販路を拡大したい等、貴社の課題解決に役立つ場としてご活用ください。

<https://www.b-mall.ne.jp/>



人材確保・育成支援事業

—人材確保のチャンス拡大・効果的な人材育成につなげる—

会員企業に向けて、新卒者や経験豊富なキャリア人材（中途求職者）などの採用支援を目的に、大学・高校の就職担当者との橋渡しを務めたり、合説等により就活生や求職者と出会う機会を創出するなど、企業の人材確保のお手伝いをします。



人材を採用したい

会員
限定

新卒 中途

西三河地区 業界研究会 & 合同企業説明会



新卒学生並びに再就職希望者と、西三河地域の中小企業が一堂に会する、地区最大級の求職者イベントです。西三河6市の共催で開催しています。

開催時期 2月または3月頃

過去の実績 '19年 出展 328社、来場 897名 出展料 5万円

※'20年は中止。'21年はオンライン合同企業説明会で開催。

新卒 中途

刈谷・安城・知立・高浜・東浦 合同企業説明会



新卒学生並びに再就職希望者と、西三河地域の中小企業が一堂に会する、地区最大級の求職者イベントです。西三河6市の共催で開催しています。

開催時期 3月頃

過去の実績 '19年 出展 76社、来場 195名 出展料 5千円

※'20年及び'21年はコロナ禍のため中止。

新卒 大学

西三河地区企業と 理工系大学教授等との情報交換会



テーブル懇談を通じて理工系大学の就職支援担当者と最新の就活情勢等について情報交換でき、また、自由に名刺交換を行うことができます。

開催時期 9月頃

過去の実績 '20年 企業 60社、大学 16校 23名 参加 3千円

※'21年は対面式に代えて、オンラインで開催。

新卒 高校

近隣高等学校での 企業合同説明会



専門学科にて就職を考えている高校1・2年生及びその保護者を対象に、中小企業や様々な「仕事」を学ぶ目的で、体育館や教室を使い開催します。

開催時期 学校日程により

過去の実績 刈谷工業高校、知立高校、高浜高校で各開催

その他

【過去の事業活動実績】

ハローワークや雇用対策協会等とも連携しながら、労働市場の動向や法改正などの環境変化に合わせ、柔軟に採用支援イベントを企画・実施しています。

- 新卒求人動画の作成及び youtube 掲載支援
- 中途求職者向け WEB を活用した個別企業説明会
- 働き方改革、外国人雇用に取組む企業の合同就職フェア
- 働き方改革推進宣言事業所の認定支援
- 中小企業と近隣高校のインターンシップ マッチング 支援
- 労働市場の動向や対策を学ぶセミナーの開催 など

人材の研修や教育制度を活用したい

■ 研修・セミナー

新入社員教育講座・製造業基礎講座（4月開催）

社会人として必須のビジネスマナーや心構え、意識改革、職種別のスキルアップなどを学んだり、新入社員の安全衛生教育及びモノづくりの仕組みや基礎知識を学び、新入社員の即戦力化のために必要な研修会を実施しています。

商業簿記講習会（8・9月頃開催）

企業活動において必要となる簿記を基本とする会計に関する知識が身に付きます。

各種研修事業・出前講座による社員研修対応・WEBセミナーの視聴（随時申込み）

営業力や接客力などのスキルアップ講座や管理的役割を担うスタッフ部門に向けた講座など、多彩なテーマで実施しています。また、刈谷モノづくり大学の専門家を中小企業に派遣し、従業員の知識や教育に資する社会研修会にも対応しております。さらに、希望者は650超のタイトルが揃うWEBセミナーを視聴でき、組織力強化に資するタイムリーな情報収集も可能です。



各種共済制度・福利厚生支援

～従業員に安心して働いてもらう 会社をリスクから守る～



経費節減を図り、
企業資産も守りたい



従業員の保障(補償)
を充実させたい



万が一に備え、
リスクヘッジしたい

新プレミアム共済制度

入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付
「福祉団体定期保険」月850円(一口)から

役員および従業員の福利厚生にご活用いただけます。

特長

会員
限定

- 病気・災害による死亡、事故による入院を365日・24時間保障。(労災の上乗せ保障として活用)
- 医師の審査なしで簡単にお申込みいただけます。
- 掛金は全額損金または必要経費に計上できます。
- 余剰金は1年毎に配当金として還元されます。
- 会議所独自の給付制度(祝金・見舞金など)もあります。
- 市内近郊のお店や施設で使える加入者特典あり!



特定退職金共済制度

従業員の退職金を積み立てる制度。

掛金は、月額1,000円～30,000円の範囲内(1,000円単位)で設定できます。

- 毎月一定の掛金を支払うことで確実に、かつ計画的な退職金の積み立てが可能
- 掛金は全額損金または必要経費に計上できます。
- 新規事業所は、契約月から12か月分の掛金総額の10分の1は、市の補助があります。



小規模企業共済制度

個人事業主・共同経営者・会社役員

- ☑ 引退・退職後・事業廃止後の生活資金を積み立てたい
- ☑ 節税対策ができる制度に加入したい

- 掛金は全額、確定申告時の所得控除の対象に。
- 一時金または年金等のライフプランに合わせて共済金の受け取りが可能。
- 積み立てた掛金総額の範囲内で事業資金等の貸付制度を利用可能。



※運営は国が全額出資の独立法人中小企業基盤整備機構。
小規模企業の経営者が廃業・退職後の生活資金をあらかじめ準備しておく制度。掛金月額は、1,000円～70,000円(500円単位)で設定。加入後も掛金はいつでも増額・減額が可能。

経営セーフティ共済制度(中小企業倒産防止共済制度)

- ☑ 取引先が倒産したときの資金調達方法を考えている
- ☑ 節税対策を考えている

- 積み立てた掛金の10倍(最大8000万円)の範囲内で貸付制度を利用可能。
- 貸付は「無担保・無保証」※一時貸付制度あり。
- 掛金は、全額損金または必要経費に計上できます。



※運営は国が全額出資の独立法人中小企業基盤整備機構。
取引先の倒産により売掛金や手形等の回収が困難になったとき、連鎖倒産を防ぐため、あらかじめ備えをしておく制度。掛金月額は、5,000円～200,000円(5,000円単位)で設定。

商工会議所会員のための団体利用制度のご案内

会員
限定

病気・ケガの入院、休業に備えたい

万が一の事故による経営リスクに備えたい

団体医療保険	病気・ケガ・がんによる医療入院時や終身など、幅広い保障のある保険制度に集団料率でご加入できます。	ビジネス総合保険	事業活動で発生する損害賠償、災害、建物・設備・什器・商品等の財産の補償、建設・組立・土木工事等の補償など総合的に補償。保険料は20～30%程度割引。
定期健康診断	労働者を雇用する事業所には「労働安全衛生法による健康診断」の実施が義務付けられています。当会議所が隔月で開催する定期健康診断は、当館にて一斉かつ短時間・スムーズに受診いただけます。オプション検査(子宮頸がん、腫瘍マーカー等)も同時に受診可能。	個人情報漏えい賠償責任保険	外部からの攻撃のみならず、委託先や内部での過失や犯罪などにより多額の損賠賠償金が必要となる情報漏えい事故をカバー。保険料は団体割引20%程度。
ストレスチェックサービス	50人以上の事業場で義務化されたストレスチェックを当所団体保険の加入事業所では無料に利用可能。	中小企業PL保険・海外PL保険	製品欠陥や万が一の製品事故をカバーする中小企業のための割安な保険制度。リコールへの備えに対応する特約もあります。輸出製品の対象補償もあります。
休業補償プラン	事業主、従業員の働けない期間の所得補償。保険料は30～50%程度の割引で可能です。	業務災害補償プラン	従業員の労災事故での民事上の損害賠償請求を補償。(パワハラ・セクハラ等による使用人の賠償責任も対象)保険料は50%程度の割引。

優良従業員表彰(永年勤続表彰)

会員
限定

当所会員企業にて永年勤続で社業に貢献された社員の方々の功績を讃え、優良従業員表彰式を毎年11月頃、開催しております。

当表彰事業は、非常に長い歴史があり、刈谷市長のご臨席のもとご祝辞をいただき、毎年多くの会員の皆様に自社の福利厚生としてもご利用いただいております。

当日は、会員企業から推薦された表彰者に、表彰状および記念品の授与を行います。

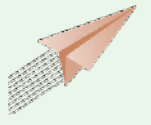
表彰式の様子 ▶





講演会・セミナー・検定試験・広報

～企業経営と将来を担う人財の自己啓発のための情報が満載～



商売のアイデアや
法律知識を得たい



仕事に活かせる
資格や教養を得たい



幅広い知見を得て
実務対応力を磨きたい

講演会・セミナー

■経済講演会(イノベーションセミナー)

国内外の経済・社会・政治の情勢や情報、ビジネスの革新につながるヒントなど、様々な分野で活躍する著名人や専門家を招き、新春講演会として、1月頃、開催をしています。将来やあるべき姿を展望する上で、参考となる知見が得られます。



●これまでのテーマ例(一部)

- ・38億円の赤字経営から回復した無印良品の戦略
- ・老舗企業に学ぶ「龍角散の経営革新」
- ・2018年の日本経済とリニア時代のまちづくり
- ・地域経済の活性化が日本の元気を取り戻す鍵
- ・ワシントンから見た2016年の予測 ～どうなる日中関係と世界経済～

■刈谷モノづくり大学大学院MBA

事業、戦略、組織など、企業の経営者層や管理的役割にある人材の多様な意思決定を後押しするため、経営に直結する専門知識を題材とした講習会を随時開催しており、経営哲学、新事業創出、様々な改革手法について成功企業の事例等を基に学ぶことができます。



●これまでのテーマ例(一部)

- ・千房樹「育つ人、育てる人の心」
- ・「ニッポンのものづくりの底力」取引先を200倍超に増やせた理由
- ・北野家の教えから学ぶ 企業経営者に求められる理念
- ・キーパーコーティングに学ぶ ストックビジネスの可能性
- ・杉山フルーツ「行列のできる果物店の秘訣を語る」

■実務・人材活用セミナー

日々の事業や実務を進めていく中で、課題解決やノウハウの構築などに必要とされる情報を企業の皆さまにお届けするため、当所では年20回以上もの講習会を企画・実施しています。営業活動、業務改善、IT活用、労務管理、法務など様々な知見を伸ばすことができます。



●これまでのテーマ例(一部)

- ・物売るな、物語を売れ! 売れない時代の新しい売り方
- ・今、企業が対応すべき労務管理～ウィズコロナの働き方改革～
- ・SDGsはじめの一歩セミナー
- ・明日から役立つカイゼンのポイント
- ・キャッシュレス決済、SNS活用、POP作成 など

検定試験

簿記検定試験など、ビジネス実務に直結した商工会議所の資格試験で従業員等の能力開発と自己啓発を可能とします。社会に通用する即戦力人材を育成し、実務能力を証明します。

刈谷商工会議所で実施している主な検定

- ・日商簿記
- ・ビジネス実務法務
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・環境社会(eco)
- ・リテールマーケティング(販売士)
- ・ビジネスマネジャー
- ・カラーコーディネーター
- ・珠算(日珠連)
- ・日商 PC
- ・原価計算(初級)
- など



自社の広報をしたい

会員
限定

情報収集をしたい

●会報広告

毎月1日に、当所会員企業(約2,300社)や各機関などに向けて発行する「会報」に広告掲載する企業の募集を随時行っています。事業所や商品PRにぜひご利用ください。

広告掲載料:
月額3,300円(税込)～

※6ヶ月以上の継続期間で
掲載いただける事業所を
優先させていただきます。



●会員プレスリリースサービス

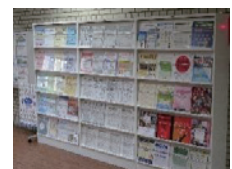
会員事業所の新製品・新技術・新商品・新サービスや新事業展開など、ニュース性のある話題について、地元報道機関へ情報提供(プレスリリース)し、広報活動を支援します。

〈主なリリース先〉
新聞記者、ケーブルテレビ局・ラジオ局

※プレスリリースを行っても
必ず取り上げられる訳ではありません。

●パンフレットラック

刈谷商工会議所の会館1階エントランスホールでは、関係機関から集まる制度改正や各種施策などの幅広い情報が収集できます。職員にもお気軽にお尋ねください。



刈谷商工会議所会館のご案内

貸会議室

貸会議室は、セミナーや講演会、会社説明会、採用面接、展示会、少人数でのミーティング等、様々な用途でご利用が可能で、収容人数に合わせて複数パターンの会議室・ホールがご利用いただけます。

ご利用を検討の際は、まず空き状況等をお電話でご確認ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、制限がかかる場合があります。また、ご利用の際は感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

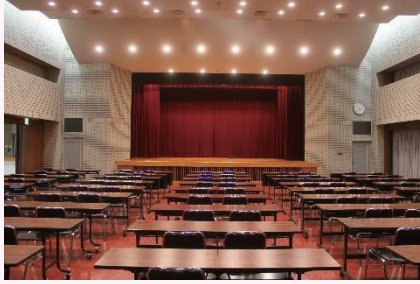
- 40㎡～228㎡までの全4パターンの会議室・ホールがご利用いただけます。
- 約50台の平面駐車場を完備しているので、お車で来場される参加者の利便性が高い！
- 最寄り駅(刈谷駅、刈谷市駅)から徒歩15分圏内の立地で、電車での来場も可能です。
- 全室でフリーWi-fiがご利用いただけます。(ID・パスワードをお渡ししますので、事務局にご申請ください。)

□利用時間 9時～21時

※ただし、平日夜間及び土日祝日の貸出は、「大ホール」を借りる方のみ他の会議室も利用可能。

□休館日 12月29日～1月3日

※土日祝日に会議室等の利用がない日は、全日休館となります



2階 特別会議室(写真中央)は、会員の方のみご利用できます。

会員の方は
基本料金が
3割超も割安！

West Hills Café(喫茶店)が併設

洋食系メニューやこだわりのコーヒー、さらに、東北のずんだを使ったシェイクなどを提供する、くつろぎ空間のカフェが当会館に併設・営業しています。



刈谷商工会議所のご利用について

設立

法律(商工会議所法)に基づき設置されている地域総合経済団体です。刈谷商工会議所は1952年設立され、石田退三初代会頭を始め、高い志を持った商工業者たちによってつくられました。主に刈谷市に事業所を持つ約2,300件の会員(商工業者等)で構成されています。「企業の繁栄」「刈谷市の発展」ひいては「我が国経済社会の発展」をミッションとし、経営支援・政策要望・地域振興を柱とした幅広い活動・事業を展開しています。

入会

商工業者の方は、個人・法人・組合等どなたでもご入会いただけます。

[年会費] 個人事業主9,000円～法人15,000円～
従業員・資本金等の企業規模に応じて、当所会費基準に準じ、会費金額を定めさせていただきます。

[部会] 業種別に6つの部会があり、いずれかの部会に所属いただけます。

[申込方法] 所定の【入会届】・【口座振替依頼書】をご提出ください。



〒448-8503

愛知県刈谷市新栄町 3-26

【窓口開設時間】

8:30～17:30

(土日祝日及び年末年始を除く)



刈谷商工会議所を経営に活かす虎の巻【利用ガイドブック】

 刈谷商工会議所

TEL:0566-21-0370 FAX:0566-24-6049 E-mail:info@kariya-cci.or.jp

2021年7月発行(発行時点情報を基に掲載しています)

刈谷商工会議所の公式ウェブサイトは

刈谷商工会議所

検索

